

関西広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成 22 年 12 月 4 日
関西広域連合条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）
第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定
めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 任命権者は、戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分をしようと
する場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くなど、公正を期さ
なければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を
当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の
合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、これらに相当する報
酬の額）の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 2 日条例第 1 号附則）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。